

第5章 ゆりかごへの評価

1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

(1) 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元がわからない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。

この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中からその子が求める「最善の利益」を発見し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、こうのとりのゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、子どもの出自が不明となる事例が存在していることである。

今後、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、それがどのような結果になろうとも、その子の求めに応じることができるよう、ゆりかごに関わる関係者は、子どもの出自を知る権利を守るために、できうる限りの努力をおこなっていかなければならない。

身元がわからないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されていることへの代償とはならない。

5年のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明につなげる手法を病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るといふ子どもの権利の保障をめざしてしていかなければならない。

なお、預入者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることは矛盾しないと考えべきである。預入者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もできうる限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

(2) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

自宅での出産や預け入れまでの過程で生後まもない子どもの遠距離の預け入れが続いており、子どもの生命にかかわる事故が起こっても不思議ではない事例が数多くみられるなど、預け入れ後の安全性をもって、生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第1期の検証では、直接的に生命が助かったということは明言できず、ゆりかごに預け入れたことにより「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められていた。その一方で、体温の維持すらできない生後まもない子どもを遠方から連れてくる行為は、子どもの身体・生命の危険を伴い、大きな問題であり、そうしたこと自体が児童虐待に当たる可能性のある行為ともいえるとされていた。

今回の検証においても、個別の事例の検証を通じ、「養育をつなぐ」という有効性をみとめるものの、預け入れまでの過程で生後まもない子どもを遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い連れてくる行為や、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産や車中出産が依然として続き、子どもの生命にかかわる事故が起こっても不思議ではない事例がみられるなど、単に安全性が確保されていると評価することは難しいと思われる。

「預け入れ後の」安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がないものとして違法性を問わないとされてきたことに対し、今後は預け入れに至る状況も踏まえて総合的な視点から事例ごとの安全性の検証が必要と思われる。

(3) 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、明らかに自己都合による“利用”とみなされる事例が出てきており、安易な預け入れにつながっている面がある。

「県検証報告書」においては、ゆりかごの設置当初から安全な設備を持つゆりかごに預けることで、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止む無く利用するといった切羽詰った利用がある一方で、実名での相談を忌避し、匿名での預け入れをすることで、自分のみの幸せを優先している利用がみられていた。しかし、ゆりかごを利用したことによって、結果としては、子どもの養育が支えられることになった事例が多く、また、ゆりかごの存在が相談を増加させ、思い止まっただけの相談も少なくないことから、ゆりかごは支援につなげる緊急避難的装置を有する相談として有意義であると考えられてきた。

今回の検証においては、これまでと同様な事例がみられるが、そのほかに、たとえば仕事をする上で預ける施設がすぐみつからないことからゆりかごを利用した事例や、留学のた

め子どもを育てられないことから預け入れた事例など、ゆりかごに預けなければならない切羽詰った必然性が感じられない事例が複数みられている。この切迫感が感じられないことは、預け入れ者が匿名にこだわっていないところにもみられ、預け入れた後にすんなり面接に応じたり、「何かあったら連絡ください」と連絡先を残しているところにもみられる。

なお、子どもの未成年後見人が子どもをゆりかごに預け、子どもが相続した財産を横領、その後逮捕されるといった犯罪に利用された非常に残念な事例があった。

(4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となりうる一方で、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。

これまでのゆりかご事例では、預け入れに来た者との接触により面談につながった事例も多く、預け入れ後に自ら名乗り出てくる事例もある。そして、このような場合は預け入れに来た者との面談を重ねていく中で結果として実名化を受け入れている。

匿名性が援助への敷居を低くしている側面はあるにしても、その後の子どもの養育環境を整える上で実名化は必要であり、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れ者の秘密を守るといった手法についても検討していく必要がある。

2 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもの処遇については、すべて特別養子縁組に出されると一部で考えられているが、公的機関において要保護児童として丁寧にかつ慎重に取り扱われている。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、そののちには、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託などの制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行いながら、実親との再統合を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

身元が判明した事例では、乳児院で養育されているものが3分の1強、里親のもとで養育されているものが4分の1、家庭に引取られたものが5分の1程度となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が1割強である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取組ではあるが、預け入れられたあとの対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策がはかられるよう努力されている。

3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」においてもその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れた者と面接できた場合における面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

預け入れた後にゆりかごの中に置かれた「両親に宛てた手紙」を読み、引き返して来て相談につながった事例や、事後に電話を入れて来院して相談し、家庭引取りに至った事例などにみられるように、相談業務と一体的に運用されることにより、結果として、全体の8割強で身元の判明につながっていると考えられる。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。